

東北圏広域地方計画検討会議設立について

平成19年1月31日
東北圏広域地方計画準備会

東北圏広域地方計画検討会議設立趣旨

「国土形成計画法」（以下「法」という。）が平成17年7月に制定され、新たな計画づくりが始まり、国土審議会において全国計画等の検討・審議が進められています。

国土形成計画は全国計画と広域地方計画からなり、広域地方計画における区域が平成18年6月30日に示され、7月7日には法の施行令・施行規則が制定されました。

広域地方計画は平成20年中頃の策定を目標に進めるとしていますが、法10条に規定されている「広域地方計画協議会」（以下「協議会」という。）の設立は、平成19年中頃とされている全国計画決定後となっており、審議期間が約一年間と限られています。

このため、全国計画の中間取りまとめ後速やかに、課題の抽出や東北圏の将来像のコンセプトづくり等を始め、計画の基礎的検討や協議会設立に向けた準備をする必要があります。

政令で示された県・政令指定都市と国の地方行政機関に東北圏の代表的な経済団体等を加えた「東北圏広域地方計画検討会議」（以下「検討会議」という。）を設立し、協議会設立までに必要な事項の検討を行い、「東北圏広域地方計画」策定のための協議会における協議が円滑に実施されることを目的とするものです。

追加構成員について

【 国土形成計画法 】

(広域地方計画協議会)

第10条第2項

協議会は、必要があると認めるときは、協議により、当該広域地方計画区域の市町村（指定都市を除く。）、当該広域地方計画区域に隣接する地方公共団体その他広域地方計画の実施に密接な関係を有する者を加えることができる。

東北圏広域地方計画検討会議において、国土形成計画法第10条第2項を準用し、下記機関を追加の構成機関とする。

記

東北圏広域地方計画区域の市町村

青 森 県 青 森 市
新 潟 県 新 潟 市
新 潟 県 長 岡 市
宮 城 県 丸 森 町
新 潟 県 聖 籠 町

東北圏広域地方計画区域に隣接する地方公共団体

北 海 道
富 山 県

東北圏広域地方計画の実施に密接な関係を有する者

東京航空局
社団法人 東北経済連合会
東北六県商工会議所連合会
社団法人 新潟県商工会議所連合会

東北圏広域地方計画検討会議規則

(名 称)

第1条 この会議は、東北圏広域地方計画検討会議（以下「検討会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 検討会議は、国土形成計画法（以下「法」という。）第10条に基づき設立される広域地方計画協議会（以下「協議会」という。）の組織・運営に関する事項、その他必要となる事項を予め協議することにより、協議会における東北圏広域地方計画策定のための協議が円滑に実施されることを目的として設けるものである。

(構 成)

第3条 検討会議は、別表1に掲げる者をもって構成する。

(会 議)

第4条 検討会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議するとともに必要となる活動を行うものとする。

- (1) 検討会議の組織・運営に関すること。
- (2) 法第6条に定める全国計画の中間とりまとめ等を踏まえた課題の整理
- (3) 東北圏広域地方計画策定に向けた基礎的な検討
- (4) その他第2条の目的を達成するために必要な事項

(役 員)

第5条 検討会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

2 会長は、検討会議の互選により選出する。

3 会長は、検討会議を代表し、検討会議の議事運営、圏域間の連携・調整等を行う。

4 副会長は、会長が構成員の中から指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたるときは会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

(議 事)

第6条 検討会議は、会長が招集し、主宰する。

2 検討会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。ただし、同一の国の地方支分部局が二以上存する場合は、構成員の数は、同一の支分部局で1名と数える。

3 構成員が検討会議に出席できない場合は、その代理人が出席することができる。

4 検討会議の議事については、会長が議長となる。

5 会長は、必要と認める者を検討会議に出席させ、意見等を求めることができる。

(議事の公開)

第7条 会議及び議事概要は、公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事概要を非公開とすることができる。

2 前項ただし書きの場合においては、その理由を明示する。

3 前2項の規定にかかわらず、会議及び議事概要の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議及び議事概要の全部又は一部を非公開とすることができる。

(幹事会)

第8条 検討会議は、その円滑な運営を図るため、「幹事会」を設けることができる。

2 幹事会の運営等は幹事会で定める。

(意見の聴取)

第9条 東北圏広域地方計画策定に関わる意見の聴取については、別に定める「東北圏広域地方計画懇談会」から聴取する。

(分科会等)

第10条 検討会議は、東北圏広域地方計画策定に向けた課題の整理や基礎的検討等を行うため「分科会」等を設けることができる。

2 分科会等の組織・運営等は幹事会で定める。

(合同協議会)

第11条 検討会議は、他の圏域の広域地方計画策定との調整等を図るため、合同協議会の開催等必要な措置を講じることができる。

(事務局)

第12条 検討会議の事務局は東北地方整備局及び東北運輸局に置く。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則1 この規則は、平成19年 1月31日から施行する。

附則2 検討会議は全国計画閣議決定後、速やかにその協議結果を協議会へ引き継ぎ、解散するものとする。

東北圏広域地方計画検討会議構成員

別表-1

		機 関		構 成 員
地方支分部局	内閣府	警察庁	東北管区警察局	総務監察部長
			関東管区警察局	総務部長
	総務省		東北総合通信局	総務部長
			信越総合通信局	総務部長
	財務省		東北財務局	総務部長
			関東財務局	総務部長
	厚生労働省		東北厚生局	健康福祉部長
			関東信越厚生局	健康福祉部長
	農林水産省		東北農政局	企画調整室長
			北陸農政局	企画調整室長
		林野庁	東北森林管理局	計画部長
			関東森林管理局	計画部長
	経済産業省		東北経済産業局	総務企画部長
			関東経済産業局	総務企画部長
	国土交通省		東北地方整備局	企画部長 建政部長
			北陸地方整備局	副局長
			関東地方整備局	計画担当部長
			東北運輸局	企画観光部長
			北陸信越運輸局	企画観光部長
			東京航空局	飛行場部長
			海上保安庁	第二管区海上保安本部
		第九管区海上保安本部		総務部長
		環境省		東北地方環境事務所
関東地方環境事務所	統括自然保護企画官			
中部地方環境事務所	統括自然保護企画官			
地方公共団体	北海道		企画振興部長	
	青森県		企画政策部長	
	岩手県		総合政策室長	
	宮城県		企画部長	
	秋田県		総務企画部長	
	山形県		改革推進監	
	福島県		企画調整部長	
	新潟県		知事政策局長	
	富山県		知事政策室長	
	仙台市		企画市民局長	
	青森県青森市		企画財政部長	
	新潟県新潟市		政策推進室長	
	新潟県長岡市		企画部長	
	宮城県丸森町		企画財政課長	
	新潟県聖籠町		総務課長	
	経済界	社団法人東北経済連合会		常務理事
東北六県商工会議所連合会			事務局長	
社団法人新潟県商工会議所連合会			専務理事	

幹事会の設置について

【 名 称 】

この会は、東北圏広域地方計画検討会議幹事会（以下「幹事会」という。）と称する。

【 目 的 】

東北圏広域地方計画検討会議の円滑な運営を図る。

また、東北圏広域地方計画策定に向けた課題の整理や基礎的検討を行う。

【 構 成 】

東北圏広域地方計画検討会議構成機関の課長クラスで構成する。

【 運 営 】

幹事会の運営等は幹事会で定める。